

城西国際大学留学生別科細則

〔 決 定 日：平成 10 年 4 月 1 日
決定機関：学校法人城西大学理事会
（平成 23 年度（国）細則第 2 号） 〕

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 城西国際大学留学生別科（以下「別科」という。）は、本学の建学の精神を実現するため、留学生に日本語及び日本文化の研修をし、併せて諸外国との関連性を理解する学際的な教育を実施することにより、国際社会に貢献する人材の基礎を養うとともに、広く人類文化の発展に寄与することを目的とする。

（課程）

第 2 条 別科に日本文化専修課程と日本語専修課程の 2 課程を置く。

2 日本文化専修課程は、日本語及び日本文化の理解を軸に、諸外国文化との比較研修を行

い、日本語及び日本文化を理解した国際人を育成する。

3 日本語専修課程は、日本の大学に進学する目的をもった者に、日本語を体系的に学習させ、大学のカリキュラムを受講できる基礎的な能力を修得させる。

（修業年限）

第 3 条 別科の修業年限は、1 年とし、在学年数は 2 年を超えることができない。ただし、日本国内の他機関において 1 年以上の日本語研修を経ている日本語専修課程の学生については、その延長を認めない。

（収容定員）

第 4 条 別科の収容定員は、次のとおりとする。

課 程	入学定員	収容定員	合 計
日本文化専修課程	20名	20名	80名
日本語専修課程	60名	60名	

第 2 章 教員組織等

（教員）

第 5 条 教員には、別科専任教員及び本学の教授、准教授及び助教を充てる。

2 前項のほか必要に応じて他の教員を置くことができる。

（別科委員会）

第 6 条 別科には、別科委員会を置き、第 5 条第 1 項の別科専任教員及び別科兼担の本学の教授をもって組織する。

ただし、必要に応じて別科兼担の本学の准教授以下の教員を加えることができる。

2 別科委員会の委員長は、別科長がこれに当たり委員会を招集しその議長となる。

3 別科委員会は、学長が次の各号に掲げる事項についての決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に係る事項
- (2) 別科教育課程に係る事項
- (3) 学生の学習指導及び試験に係る事項
- (4) 学生の補導及び賞罰に係る事項
- (5) その他、上記各号に準ずる事項
(事務)

第7条 別科に係る事務は、留学生別科事務室が行う。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第8条 学年・学期及び休業日は、城西国際大学学則（以下「本学学則」という。）に準拠する。

第4章 授業科目の単位及び履修

(授業科目)

第9条 別科における授業科目の単位数の基準は、本学学則に準拠する。

第10条 別科において開講する授業科目及び単位数は、別表（2）のとおりとする。

第11条 履修する授業科目は、毎年所定の期間に登録する。

第12条 単位の認定は、試験によって行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。

第13条 試験は、定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学期末又は学年末に行う。

第14条 いずれの科目も、授業時数の3分の1以上欠席した場合は、当該授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当な理由による長期欠席の場合には、特に考慮されることがある。なお、この場合には別に定める追試験を受けることができる。

第15条 各授業科目試験の成績は、S・A・B・C・Fの評価で表わし、S・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。

第16条 各課程を卒業するために、必要とされる最低単位数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 日本文化専修課程 33単位
- (2) 日本語専修課程 33単位

2 別科に1年以上在学し、別科の教育課程に従って授業科目を履修して、所定の単位を修得した者には、別科委員会の議を経て、学長が卒業を認定する。

3 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

第5章 入学・休学及び退学

(入学資格)

第17条 入学の時期は、毎学期の始めとする。

第18条 別科に入学することのできる者は、学校教育12年の課程を修了した者又は同等以上の学力を有し、かつ別科が行う選考によって合格した者とする。

(入学志願)

第19条 入学志願する者は、本学所定の手続きによって願い出るものとする。

(入学手続)

第20条 入学を許可された者は、誓約書を添え、所定の期日までに入学手続きを完了する。

(休学)

第21条 病気その他やむをえない事情により、引き続き2か月以上出席することのできない者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、その期間は6か月以内とする。

第22条 休学者は、原則として学期又は学年の始めでなければ復学することができない。

第23条 休学期間は、在学年数に算入しない。

(退学)

第24条 病気その他やむをえない事情により、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第6章 入学検定料・入学金及び授業料等

(検定料)

第25条 入学を志望する者は、第19条に定める手続きとともに別表(1)の入学検定料を納めなければならない。

(入学金及び授業料等)

第26条 入学を許可された者は、第20条に定める手続きとともに別表(1)の入学金及び授業料並びに施設設備費を納めなければならない。

第27条 授業料及び施設設備費は、別表(1)により指定された期日までに納めなければならない。

第28条 一度納めた学納金は、原則として返還しない。

第7章 賞 罰

(賞罰)

第29条 学生の賞罰は、本学学則に準拠する。

第8章 雑 則

(その他)

第30条 本細則に定めるもののほか、別科学生に関し必要な事項は、本学学則に準拠する。

附 則 本細則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 本改正は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 本改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 本改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 本改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 本改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 本改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年度（国）細則第 2 号）

本改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 本改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 本改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 1 本改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正に伴い、一部を改正するものである。

附 則（平成 29 年度（国）細則第 4 号）

本改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年度（国）細則第 1 号）

本改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年度（国）細則第 1 号）

本改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（1）

入学検定料		10,000 円	
学 納 金		別科入学時	別科 2 年目入学時
学 費	入 学 金	150,000 円	—
	授 業 料	400,000 円	400,000 円
	施 設 設 備 費	100,000 円	100,000 円
諸 会 費	共 済 費	9,000 円	9,000 円
	同窓会入会金	10,000 円	—
計（一括納入）		669,000 円	509,000 円

別表 (2)

授業科目及び単位数

1-1 日本文化専修課程

授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
日本語分野			(1) 日本語分野から該当する日本語レベルの科目を 25 単位以上選択必修。 但し、必要に応じて日本語専修課程の日本語分野及び課程共通(日本語分野)の科目からも履修可。
日本語中級(文法・文字語彙) A		1	
日本語中級(文法・文字語彙) B		1	
日本語中級(読解・会話) A		1	
日本語中級(読解・会話) B		1	
統合日本語中級 A		1	
統合日本語中級 B		1	
分野別日本語(アニメ・漫画) A		1	
分野別日本語(アニメ・漫画) B		1	
日本語N2 対策 A		1	
日本語N2 対策 B		1	
日本事情 C		1	
日本事情 D		1	
日本語アカデミック・スピーキング B		1	
日本語アカデミック・ライティング B		1	
自律学習プロジェクト E		1	
自律学習プロジェクト F		1	
日本語中上級(文法・文字語彙) A		1	
日本語中上級(文法・文字語彙) B		1	
日本語中上級(読解・会話) A		1	
日本語中上級(読解・会話) B		1	
統合日本語中上級 A		1	
統合日本語中上級 B		1	
分野別日本語(地理・歴史) A		1	
分野別日本語(地理・歴史) B		1	
分野別日本語(進学準備) A		1	
分野別日本語(進学準備) B		1	
日本語N2 対策 C		1	
日本語N2 対策 D		1	
日本語アカデミック・スピーキング C		1	
日本語アカデミック・ライティング C		1	
自律学習プロジェクト G		1	
自律学習プロジェクト H		1	
日本語上級(文法・文字語彙) A		1	
日本語上級(文法・文字語彙) B		1	

日本語上級（読解・会話）A		1	
日本語上級（読解・会話）B		1	
統合日本語Ⅰ		2	
統合日本語Ⅱ		2	
統合日本語Ⅲ		2	
分野別日本語（大学院進学準備）A		1	
分野別日本語（大学院進学準備）B		1	
分野別日本語（大学院進学準備）C		1	
分野別日本語（大学院進学準備）D		1	
日本語N1対策 A		1	
日本語N1対策 B		1	
日本語N1対策 C		1	
日本語N1対策 D		1	
日本語（言語知識）		2	
日本語（聴解・読解）		2	
日本文化分野			(2) 日本文化分野と基礎ゼミの合計 8 単位を選択必修。 但し、必要に応じて日本語専修課程の日本文化分野及び課程共通（日本文化分野）の科目からも履修可。計 33 単位以上を修得すること。
日本文化演習 E		1	
日本文化演習 F		1	
日本文化演習 G		1	
日本文化演習 H		1	
日本文化研修 A		1	
日本文化研修 B		1	
日本文化研修 C		1	
日本文化研修 D		1	
基礎ゼミ			
基礎ゼミ A		1	
基礎ゼミ B		1	
基礎ゼミ C		1	
基礎ゼミ D		1	
計	0	66	

1-2 日本語専修課程

授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考
日本語分野			(1) 日本語分野から該当する日本語レベルの科目を 25 単位以上選択必修。
日本語基礎 A (文字)		1	但し、必要に応じて日本文化専修課程の日本語分野の科目からも履修可。
日本語基礎 B (文字)		1	課程共通 (日本語分野) から履修可。
日本語基礎 C (語彙)		1	
日本語基礎 D (語彙)		1	
日本語基礎 E (文法 1)		2	
日本語基礎 F (文法 1)		2	
日本語基礎 G (文法 2)		2	
日本語基礎 H (文法 2)		2	
日本語基礎 I (受容)		1	
日本語基礎 J (受容)		1	
日本語基礎 K (産出)		1	
日本語基礎 L (産出)		1	
日本語初級 (文法) A		2	
日本語初級 (文法) B		2	
日本語初級 (文法) C		1	
日本語初級 (文法) D		1	
日本語初級 (読解・文字語彙) A		2	
日本語初級 (読解・文字語彙) B		2	
日本語初級 (会話) A		1	
日本語初級 (会話) B		1	
統合日本語初級 A		1	
統合日本語初級 B		1	
自律学習プロジェクト A		1	
自律学習プロジェクト B		1	
日本語初中級 (文法) A		1	
日本語初中級 (文法) B		1	
日本語初中級 (読解) A		1	
日本語初中級 (読解) B		1	
日本語初中級 (会話・文字語彙) A		1	
日本語初中級 (会話・文字語彙) B		1	
統合日本語初中級 A		1	
統合日本語初中級 B		1	
分野別日本語 (アニメ) A		1	
日本語N3 対策		1	
日本事情 A		1	
日本事情 B		1	
日本語アカデミック・スピーキング A		1	

日本語アカデミック・ライティング A		1	
自律学習プロジェクト C		1	
自律学習プロジェクト D		1	
日本文化分野			(2) 日本文化分野と基礎ゼミの合計 8 単位を選択必修。
日本文化演習 A		1	但し、必要に応じて日本文化専修課程の日本文化分野の科目からも履修可。
日本文化演習 B		1	課程共通（日本文化分野）からも履修可。
日本文化演習 C		1	計 33 単位以上を修得すること。
日本文化演習 D		1	
日本文化研修 A		1	
日本文化研修 B		1	
日本文化研修 C		1	
日本文化研修 D		1	
基礎ゼミ			
基礎ゼミ A		1	
基礎ゼミ B		1	
基礎ゼミ C		1	
基礎ゼミ D		1	
課程共通			
(日本語分野)			
日本語試験対策講座 A		2	
日本語試験対策講座 B		2	
日本語集中 I		1	
日本語集中 II		1	
(日本文化分野)			
日本文化特別研修 I		1	
日本文化特別研修 II		1	
地域とつながる学習 I		1	
地域とつながる学習 II		1	
計	0	70	